

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年1月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

電力の供給

(2) 特質、予定使用電力量等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」といいます。）のとおりに

(3) 契約（供給）期間

平成17年4月1日午前0時から平成18年3月31日午後12時まで

(4) 需要施設

ア 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場

イ 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場

ウ 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

エ 京都市上下水道局水道部山ノ内浄水場

オ 京都市上下水道局水道部新山科浄水場

カ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

キ 京都市上下水道局下水道部吉祥院水環境保全センター

ク 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

(5) 需要施設の業種及び用途

官公署（水道施設又は下水道施設）

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認においてその資格があると認められたものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成17年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出をした者（以下「特定規模電気事業者」といいます。）であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
- (6) 適正な電力供給のための体制が整えられていること。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

- (1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

- (2) 交付期間及び交付方法

この公告の日から平成17年1月21日まで。ただし、日曜日及び土曜日（以下「休日」といいます。）を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

上記(1)の場所にて無償で交付します。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を提出し、審査を受けるものとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(4)から(6)までに掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

平成17年1月21日まで。ただし、休日を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、平成17年1月21日午後5時までに上記3(1)の場所に必着することが条件になります。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成16年1月26日までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求められます。

なお、当該書面は、平成17年1月28日までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成17年2月1日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は、上記4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認めた者が、入札時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札実施の日時及び場所

(1) 実施日時

ア 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場

平成17年2月3日午後1時30分

イ 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場

平成17年2月3日午後1時50分

ウ 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

平成17年2月3日午後2時10分

エ 京都市上下水道局水道部山ノ内浄水場

平成17年2月3日午後2時30分

オ 京都市上下水道局水道部新山科浄水場

平成17年2月3日午後2時50分

カ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

平成17年2月3日午後3時10分

キ 京都市上下水道局下水道部吉祥院水環境保全センター

平成17年2月3日午後3時30分

ク 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

平成17年2月3日午後3時50分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、入札書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、平成17年2月2日午後5時までに、上記3(1)の場所に必着することが条件となります。

6 入札方法

(1) 入札は、1(4)に掲げる需要施設ごとに実施します。

(2) 契約の締結は、単価契約により行いますので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量料金などの契約単価を設定することを条件とします。

(3) 落札の決定は、上記(2)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行います。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めることとします。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等によります。
- (6) この調達に係る予算が成立しないときは、この公告を無効にすることがあります。
- (7) この公告に関する問い合わせ先は、上下水道局総務部用度課とします。

10 Summary

(1) Contract item up for tender:

Supply of electoric power to use at next facilities

- ① Rakusai Relay Pumping Station
- ② Keage Purification Plant
- ③ Matsugasaki Purification Plant
- ④ Yamanouchi Purification Plant
- ⑤ Shinyamashina Purification Plant
- ⑥ Toba Sewage Treatment Plant
- ⑦ Kisshoin Sewage Treatment Plant
- ⑧ Fushimi Sewage Treatment Plant

(2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 21 January, 2005

(3) Time-limit of tenders:

① 1:30p.m. 3 February, 2005

② 1:50p.m. 3 February, 2005

③ 2:10p.m. 3 February, 2005

④ 2:30p.m. 3 February, 2005

⑤ 2:50p.m. 3 February, 2005

⑥ 3:10p.m. 3 February, 2005

⑦ 3:30p.m. 3 February, 2005

⑧ 3:50p.m. 3 February, 2005

(4) Contact point for notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau
City of Kyoto

12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004, Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)